

国立大学法人化以降の学長選考における手続きの類型と特徴：各国立大学法人の学長選考規定を中心に

梁, 鎬錫
九州大学大学院人間環境学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25369>

出版情報：教育経営学研究紀要. 15, pp.33-42, 2012-09. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン：

権利関係：

国立大学法人化以降の学長選考における手続きの類型と特徴 —各国立大学法人の学長選考規定を中心に—

梁 鎬錫
(九州大学／大学院生)

- I はじめに
- II 国立大学法人の学長選考の手続きの法制
- III 国立大学法人の学長選考手続きの類型
- IV 国立大学法人の学長選考の類型による特徴
- V おわりに

I はじめに

2004 年から民間の発想を経営手法において活用するため国立大学の法人化が施行された。国立大学に民間の経営手法を取り入れるための鍵として、またこれを後押しするために国立大学法人法にはいくつかの装置が置かれている。その中の代表的な規定は、学長選考会において、学外者である民間人の委員を任命することである。これらによって、学長のリーダーシップが発揮できる意思決定の仕組みと、学外者が大学運営に参画できる環境等が整えられることとなった。

しかし、実際は法人化推進の方向性と異なって、2000 年度に比べ 2009 年度の全学長における自校出身者は増えている⁽¹⁾。

また、具体的には後述するが、現行の国立大学法人法では学長選考会議の機能⁽²⁾等について、国立大学法人側に包括的に委任している。この規定は、学長選考会議の役割と権限についての議論の引き金として働くと思われる。

そして、塩野宏(2010)は規律密度の浅い国立大学法人法の下での各大学の試みが先行せざるを得ないと述べながら、学長選考会議について、その研究の必要性を唱えた。なおまた、学長選考制度の制定、運用については的確な資料が乏しいことを挙げ、研究の限界も指摘した。

これまで国立大学の学長選考制度を類型化しようとの試みは、2つのアプローチに集約されることができ。そのひとつは、最終的に学長候補者を1名にまで絞っていく過程における手続きの時間的順序と内容の質的な区分とにしたがったもの

である⁽³⁾。もうひとつは、法理論的な視角から国立大学法人の学長選考制度パターンを4種類に分類⁽⁴⁾しているものである。前者の場合には、各国立大学の学長選考制度を網羅し、概略的な手順を究明している。

しかし、これは法人化以前である1970年代に研究され、現在の国立大学法人における学長選考手続きの現状を反映していないという限界がある。そして、後者は国立大学法人化以後に研究されたものではあるが、国立大学法人法の定めだけに依存しており、実際の大学の現場で行われる手続きを把握する段階までは至っていないという限界がある。

本研究では、こうした先行研究を踏まえたうえで、現行の国立大学法人法の下、各国立大学法人の学長選考会議規定を分析し、各々の大学において学長の選考がいかなる手続きと意思決定のパターンによって行なわれているのかを追究してみようとする。そのため、各国立大学法人の学長選考会議規定⁽⁵⁾を分析することとして、学長候補者の推薦過程のなかで学外者、学内構成員、学内機構の持っている権限の程度や、推薦された候補者が最終の候補者として決定されるまで、選出過程において選考会議と意向投票が、どの程度の影響を及ぼすのか等を重点的に分析する。これらを通して現行の学長選考制度が持っている特徴と傾向のなかから、その示唆するところを探ろうとするものである。また、法人化後、学長の強大になった権限とトップダウンの意思決定を想定した組織構造をもつ⁽⁶⁾、国立大学法人のガバナンスや組織文化を研究するための前の段階としても研究の方

向性を目指してみようと思う。

なお、本研究では各国立大学法人の学長選考規定を中心として分析したため、各大学が規定通りに制度を運用しているのかを確認するには至っていないという限界がある点を予めお断りしておきたい。

II 国立大学法人の学長選考の手続きの法制

1. 国立大学法人法について

学長選考の手続きに関する法律を検討する前に、まず、国立大学法人化の目的から確認をする。

政府は、国立大学を法人化することの意義を、国立大学が国民や社会の期待にこたえて、その役割を一層しっかりと果たしていくため、それぞれが法人格を持った独立した法人となることにより、各大学が運営上持つ裁量を大幅に拡大し、より自律的な環境の下で教育研究の活性化と質の向上を図ることに求めた。具体的には、①「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保、②「民間的発想」のマネジメント（運営管理）手法を導入、③「学外者の参画」による運営システムを制度化、④国家公務員法の体系にとらわれない（非公務員型）弾力的な人事システムへの移行、⑤評価の実施による事後チェック方式への移行などを国立大学法人化推進の方向として提示した。

このようなねらいを踏まえて、国立大学法人法では、学長及び学長選考に関する規定を次のように定めている。

学長の職務及び権限は、学長固有の職務と役員会の諮問を経なければならない職務内容に大別される。学長固有の職務というのは、学校教育法が定めている校務の統括や所属職員の統率権限、また、国立大学法人法が定めている国立大学法人を代表し、その業務を総括する。そして、役員会の諮問を経なければならない学長の職務は、中期目標及び年度計画、国立大学法人法が定めている事項の決定、予算の作成及び執行並びに決算、重要な組織の設置又は廃止など、主に重要な意思決定を要する事項である。（国立大学法人法第11条）

学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて文部科学大臣が行う。この申出は、学長選考会議の選考により行われ、その構成は経営協議会から選出される者と教育研究評議会で選出される者が

同数で委員になる。一方、経営協議会で選出される者の場合は、学外者として教育研究協議会の意見を聴取し、学長が任命する。このほかにも、学長選考会議が定めるところにより、学長や理事を委員に加えることができるが、その数は学長選考会議の委員総数の3分の1を超えないようにしており、議長は委員の互選によって選ばれる。学長選考会議の議事手続きその他学長選考会議に関し必要な事項は議長が学長選考会議に諮って定める。学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。（国立大学法人法第12条）

次は、経営協議会と教育研究評議会の構成を見よう。経営協議会は、学長、学長が指名する役員および職員、教育研究評議会の意見を聞いて学長が任命する学外者から構成されており、この中で学外者はまた、学長選考会議の委員となる。教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学部・研究科・大学附置の研究所等の組織の長のうち、教育研究評議会が定める者から構成する。

したがって、学長選考会議が、経営協議会と教育研究評議会だけで構成されている場合は、現職の学長が任命、または指名する者の比率は過半数を超える。また、経営協議会と教育研究評議会に加えて、学長や理事を学長選考会議の委員に追加して構成する場合は、現職の学長が任命、または指名した委員が3分の2以上までを占める。というのは、理事も学長が任命（国立大学法人法第13条第1項）するからである。実際には各大学法人によって、学長選考会議の構成方式には様々な形が存在すると思われるが、学長選考会議の構成において現職の学長はいかなる形態でも影響を及ぼしていることが分かる。このような状況が生じることを勘案して、国立大学法人法を制定する際に、当時、参議院では、学長選考会議の構成について、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用することを付帯決議として採択した。

2. 国立大学法人における学長選考の規定

国立大学法人法では国立大学法人の学長選考手続きについては特に規定されていない。各国立大学法人は学長選考会議規則を制定・運用している

ためその内容が異なる。

一般的な流れは、下記の表1から見られるように、学内構成員などが学長候補者を推薦し、学長選考会議での資格審査を経て意向投票を実施する。そして、こうした手続きの経過と投票の結果などを参考にして学長選考会議は学長候補者を最終的に決定する。学長の任命は、前述のように国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

表1 国立大学法人の学長選考手続の流れ⁽⁷⁾

| 手続き | 主体 | 内容 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------------|
| ①推薦 | 教職員、学内各機構、選考会議（委員）、本人（自薦）応募 | 連署、投票 |
| ②審査 | 選考会議 | 資格審査、公開質疑、面接審査、所信発表、演説会開催、人数の絞り込み |
| ③意向投票 | 投票の資格がある教職員 | 単記無記名、不在者投票。決選投票制/過半数得票 |
| ④選考 | 選考会議 | ①～③の結果を参考 |
| ⑤学長任命 | 文部科学大臣 | 国立大学法人の申出に基づく |

では、具体的な手続きを見てみる。学長候補者を推薦できる資格は専任以上の教員（助手以上の場合が多い）や役員、副課長、または係長相当の事務技術職などの教職員と、経営協議会委員（学外者の委員）、教育研究評議会委員、教授会など、様々な学内構成員や学内機構が持っている。

学長候補者を推薦する場合は、数人より数十人に至るまで、連署による推薦書を提出するよう要求されるのが大半を占めている。これに対し、学内構成員による意向投票を通して学長候補者の推薦をすることや、学長選考会議が直接推薦する場合もある。一般的ではないが、自薦もしくは本人の応募を許している場合もある。このように推薦された候補者については、主に学長選考会議によって、資格審査、公開質疑、面接審査、所信発表、演説会開催など各国立大学によって様々な形態で選考手続きが行われる。そして、その過程における候補者関連情報は学内世論の収集や学内構成員が意向投票の際に参考できるよう概ね公表される。

また、候補者の乱立や不適候補者をフィルタリングする手段として、または意向投票対象の候補者を決めるため、学長選考会議が一定の人数まで絞り込むこともある。

意向投票ができる者は、候補者の推薦権を持っている者と同じ職級である場合もあるが、候補者の推薦権をもつ者より、上位の職級の者に限定し投票権を付与する場合もある。投票方法は、単記無記名投票と不在者投票は許されるが、代理投票は認めないのが一般的である。1回の投票で終了する場合もあり、過半数得票者が出てくるまで繰り返し投票するか、1人の最終的な候補者を選出するための決選投票方式を採用している場合もある。意向投票の結果は候補者全員の得票結果及び得票順位を公表する大学が多いが、最終の候補者のみを公表する大学もある。

意向投票が終了すると、学長選考会議は、既に行われたこれまでの手順、すなわち、学長候補者の推薦、資格審査、所信表明、意向投票の結果などを総合的に判断して選考するのが大半である。各国立大学法人によっては、学長選考規程に、意向投票の結果等について「尊重し」、「参考し」、「基づき」、「踏まえ」、「基礎に」、「考慮し」、「勘案し」といった様々な用語を使って、意向投票の結果等を反映するよう規定が設けられている。これは、意向投票の結果等が、学長選考会議の最終候補者の決定に、必要な要素であると強調していることがうかがえる。大学によっては、最終的な候補者の選考を控えて面接審査、書類審査を実施する場合もある。

だが、その中身は国立大学法人ごとに異なり、学長選考会議に行う意向投票の結果報告の方式も、候補者全員についての得票結果と得票順の報告、上位の2～3人までの絞り込みによる報告、決選投票や過半数得票者だけを報告するなど、様々である。学長選考会議では意向投票の結果報告を基にして合意による最終選考が行われるが、合意が成立されない場合には、再び学長選考会議における投票によって最終的な学長候補者が決定される。

一方、このような意向投票などの管理は学長選考会議が直接管掌している場合がほとんどである。しかし、公平さを保つため別の投票管理委員会などを設けている場合もあるが、教育研究評議会に委任する大学もある。

Ⅲ 国立大学法人の学長選考手続きの類型

1. 学長候補者の推薦方式

本章では、実際に各国立大学法人の学長選考規定が定めている学長選考手続きについて検討する。

前述したように、学長選考の手順は、①推薦→②審査→③意向投票→④選考の過程が一般的であるが、その中身の手順は複雑である。だが、その要点は誰が学長候補者の推薦権を持つのか、そして誰が学長候補者を選出して決定するのかの2点に大別するに尽きる。前者は学部候補者の推薦方式、そして後者は学長候補者の選出方式ということができる。

学長候補者の推薦方式として、上述①における推薦の過程において、誰が学長候補者として推薦されるかは結局、誰が推薦権を持っているかを把握することである。国立大学法人化の趣旨に照らし、学長候補者として民間的な経営手法を導入できる学外者も推薦されているのかを検討するのは意義深い。

それは、学外者が推薦されているのならば、大学が門戸を開放していることを意味し、もし、学外者が推薦されていない場合は、教授の自治に代表される学内の自治が優先されていると言えるからである。

すなわち、学外者の推薦等の有無を検討することは、大学における開放と自治を判断するバロメーターを検討することである。

学長候補者の推薦方式を構成すると、表2のようになる。

まず、①開放型の推薦方式とは、大学構成員以外の者である学外者または学長候補者としての自薦（本人応募）が可能である方式といえる⁽⁸⁾。

これに比べ、③教授自治型とは、同僚性の組織文化の基本を維持するためにも、同輩中の首席でもある学長の選考過程に教員が関与する道は確保されるべきである⁽⁹⁾と言われるように、学長の推薦権を教授団体である教授会、教育研究評議会などが他の大学構成員に対して独占的かつ排他的に持っている類型である。

最後に④中立型は、学外者と教授会などに比べ、比較的中立的な立場といえる大学機関である学長選考会議や教員と職員が学長候補者の推薦権を持っている類型をいう。

学長候補者を推薦する主体は、本人、経営協議会、教職員、選考会議委員や選考会議、教育研究評議会、教授会など6つに分けられる。その中で本人の応募や経営協議会には学外者が中心となっているため①開放型に分類ができ、学校教育法に基づいて設けられている教授会、教育研究評議会は、教授自治権と連携しているため③教授自治型に、そして教授以外にも一般職員などまでに学長候補者の推薦権を認めることや、学外者が含まれている選考会議の場合は、開放型と教授自治型のあいだに位置しているため④中立型といえる。

表2 学長候補者の推薦主体による類型

| | ①開放型 | ④中立型 | ③教授自治型 |
|----------|------|------|--------|
| 本人応募（自薦） | ◆ | | |
| 経営協議会 | ◆ | | |
| 教職員 | | ◆ | |
| 選考会議 | | ◆ | |
| 教育研究評議会 | | | ◆ |
| 教授会 | | | ◆ |

2. 学長候補者の選出方式

前節の学長候補者の推薦方式に対し、学長候補者の選出方式は、表1のように②審査、③意向投票、④選考の過程にあたり、誰が学長候補者を最終決定する力を持っているのかを確認する側面がある。というのは、法人化以降導入された学長選考会議が学長候補者選定の手順の管理者や調整者としての役割だけにとどまっているのか、それとも、それぞれの過程に関与しているのかを判別する必要があるからである。学長選考会議の資格審査、教職員の意向投票は、学長選考会議の最終の選考の段階において大学によって異なってあらわれるので、意向投票と学長選考会議の間の相互関係を究明することで、学長選出に当たり、誰が、どのくらいの影響力を持っているかが分かる。

これを表に構成すると、以下の表3の通りである。学長候補者の選出方式は、選考会議型（①決定型、②主導型）、折衷型（③選考会議重視型、④意向投票重視型）、意向投票型（⑤主導型、⑥決定型）など6種類に分けることができる。

これを選考手続の時間的順序と内容に応じて調べてみると、選考会議と教職員の意向投票が学長候補者の選出にいかほどの影響を及ぼしているの

かを把握できる。①選考会議決定型は教職員の意向投票をせず、推薦者の中で選考会議が直接に学長候補者を選考する形態である。②選考会議主導型は選考会議が推薦された候補者を一定の基準に基づいて審査し、人数の絞り込みを経て意向投票を行い、その結果を参照あるいは尊重して選考する方法である。

表3 学長候補者の選出主体による類型

| | 選考会議の絞り込 | 意向投票 | | 選考会議の調整 |
|-------|----------|------|------|---------|
| | | 順位だけ | 決選まで | |
| 選考会議型 | ①決定 | ◆ | | ◆ |
| | ②主導 | ◆ | ◆ | ◆ |
| 折衷型 | ③会議 | | ◆ | ◆ |
| | ④投票 | ◆ | | ◆ |
| 意向投票型 | ⑤主導 | | ◆ | ◆ |
| | ⑥決定 | | ◆ | |

この①の類型と②の類型に比べて、⑤意向投票主導型や⑥意向投票決定型は、推薦された学長候補者に対して意向投票から決選投票までを経て第1位候補者を定め、選考会議に報告する。これに基づいて、⑤意向投票主導型は、学長選考会議から最終の学長候補者の決定過程において調整の余地がある類型をいう。⑥意向投票決定型は選考会議の調整権を実質的に排除し、または、大学の学長選考規定で調整権そのものを設けていない場合もいう。

また、その両方の性格を帯びた折衷型といえる類型を挙げることができる。③選考会議重視折衷型では、意向投票は、順位の設定に過ぎず、実際に候補者の選出権は選考会議が持つ。④意向投票重視折衷型は、選考会議において人数制限のため審査し、第一次絞り込みを経るが、意向投票における決選投票まで到るので選考会議の調整権は事実上排除されると推測できる。

IV 国立大学法人の学長選考の類型による特徴

1. 学長候補者の推薦方式と選出方式の組合

前章では、国立大学法人の学長候補者の推薦方

式と選出方式を、それぞれ分離して類型化してみた。これを踏まえて、本章では各国立大学法人の学長選考手続きにおける傾向と特徴を分析しよう。

国立大学法人の学長選考において、推薦方式は表2で御覧のように、④開放型、⑧中立型、③教授自治型など3つに分けられる。選出方式の場合、表3のように、選考会議型(①決定型、②主導型)、折衷型(③選考会議重視型、④意向投票重視型)、意向投票型(⑤主導型、⑥決定型)に分けられる。そこで、推薦方式と選出方式を組み合わせると、表4のように、18(3×6)類型に分類できる。

表4 推薦方式と選出方式の組合による類型

| | 選考会議型 | | 折衷型 | | 意向投票型 | |
|-------|-------|----|-----|----|-------|----|
| | 決定 | 主導 | 会議 | 投票 | 主導 | 決定 |
| 開放型 | A | B | C | D | E | F |
| 中立型 | G | H | I | J | K | L |
| 教授自治型 | M | N | O | P | Q | R |

推薦方式と選出方式を分けて検討することはそれなりの意味があり、2つの手続きの経過によって国立大学法人における学長選考の特徴を具体的に確認することができるというメリットがある。しかし、2つの方式を別々に検討すると、国立大学法人全体の学長選考形態をひと目で把握することが難しい側面がある。そこで、2つの方式を組み合わせた類型を検討することにより、国立大学法人の学長選考手続きがいかなる特徴と形態を持っているのかをより詳しく確認してみよう。

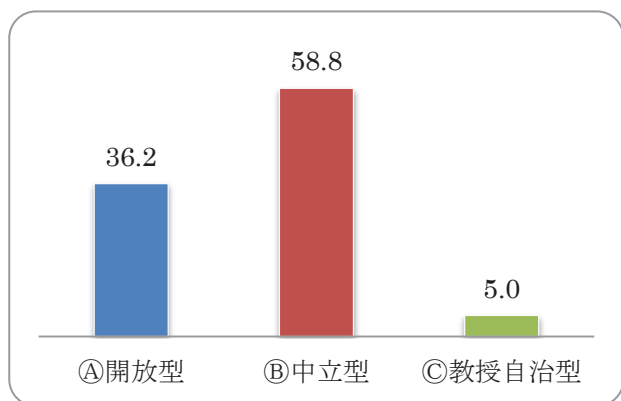
表4のように類型化すると、例えば、開放型の推薦方式をとっている大学でも、6つの選出方式から、はたしてどのような選出方式をとっているかが分かる。このようにすれば、国立大学法人のごとの学長選考形態を把握することができるため、全体の国立大学法人まで広がると、現在の国立大学法人の学長選考手続きの類型化を通して、国立大学法人の学長選考がその手続きにおいていかなる傾向を持っているのかを確認することができる。

2. 大学別の学長選考手続きの類型化

では、上述の類型により学長選考手続きを分析

する。まず、推薦方式からみると、図1のように、分類対象である80大学のなかで④開放型(A)が36.2%にあたる29大学、⑤中立型が58.8%にあたる47大学、⑥教授自治型が5.0%にあたる4大学となり、開放型と中立型が95.0%を占めている。

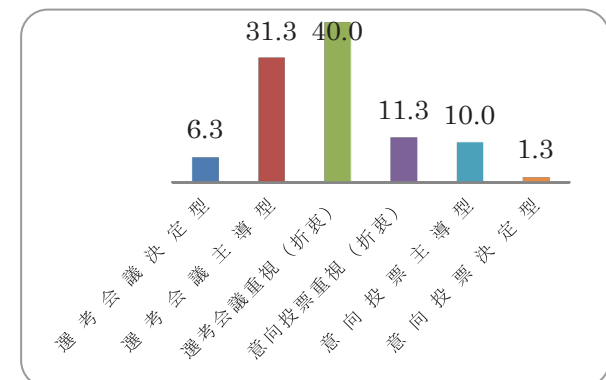
図1 学長候補者の推薦類型 (N=80)



これは、現在の 各国立大学法人の学長選考規定から見る限り、教授会または教育研究評議会などの教授団体などが、他の大学構成員に対して独占的かつ排他的に持っている意思決定の権限が弱いことを示している。これは、国立大学法人が同僚性組織文化から脱皮し、学長に学外者が選ばれる可能性が高い制度を備えていると推し量ることができる。さらに、これは国立大学法人化の趣旨に合致する方向へと国立大学法人自らが変化していくことを示すものといえる。

選出方式としては、図2のように、選考会議型(①+②)が37.6%にあたる30大学、折衷型(③+④)が51.3%にあたる41大学、意向投票型(⑤+⑥)が11.3%にあたる9大学との調査結果が得られた。この中で折衷型を細かく分析すると、選考会議重視型(④)が40%、意向投票重視型(⑤)が11.3%である。したがって、折衷型を含む全体選考会議型(①+②+③)は77.6%にのぼる。

図2 学長選出類型別の割合 (N=80)



これは、学長の選出方法において学長選考会議が大きい権限を持っていることを意味する。しかし、一方では、学内構成員の意向が学長選考過程において反映されない可能性があることを示すものであり、学内構成員の大学運営に参加しようとする意思を阻む可能性もあることを示していると判断できる。

また、両者を組み合わせる場合は、表5⁽¹⁰⁾、図3のとおりである。

表5 学長選考の類型別大学の現況 (N=80)

| | | 選出方式 | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| | | 選考会議型 | | 折衷型 | | 意向投票型 | | |
| | | 決定 | 主導 | 会議 | 投票 | 主導 | 決定 | |
| 合計 | 80 | 5 | 25 | 32 | 9 | 8 | 1 | |
| 開放型 | 29 | 1 | 11 | 10 | 6 | 1 | - | |
| | | KWU | MUE | AKU | MIT | NGI | | |
| | | TUT | FKU | CHU | | | | |
| | | UEO | UOS | UOT | | | | |
| | | UNT | KAU | KTU | | | | |
| | | GIU | SHU | OMU | | | | |
| | | NIT | SGU | KOC | | | | |
| | | KOB | EHU | | | | | |
| | | NWU | FEU | | | | | |
| | | WAU | KYU | | | | | |
| | | SAA | NIS | | | | | |
| | | UNR | | | | | | |
| | 中立型 | 47 | 4 | 13 | 20 | 2 | 7 | 1 |
| | | | TOU | OUA | HKE | YNU | HKU | OTC |
| | | | HSU | KIT | AMC | NAE | TIT | |
| | | | KAN | TUF | HIU | | NAU | |
| | | | AIS | HTU | IWU | | TOT | |
| | | | | NUT | UTU | | MIU | |
| | | | | JUE | SAU | | OKU | |
| | | | SKU | TMD | | NUE | | |
| | | | SMA | TGU | | | | |
| | | | TSM | TUR | | | | |
| | | | OIT | TNU | | | | |
| | | | KAG | TUM | | | | |
| | | | KUE | NIU | | | | |
| | | | KYT | UNF | | | | |
| | | | | OSU | | | | |
| | | | | HYT | | | | |
| | | | | TTU | | | | |

| | | | | | | | | |
|------|---|---|-----|------------|--------------------------|---|---|--|
| | | | | | KSU NAG KUM UOM | | | |
| 教授自治 | 4 | - | 1 | 2 | 1 | - | - | |
| | | | OCU | YAU IBU | YHU | | | |

なお、学長候補者の推薦方式と選出方式をまとめて類型化する表5と図3は、国立大学法人別の学長選考規定に基づき、その手続きの方式によって適用したのを明らかにしておく。

3. 大学別の学長選考手続きの類型の特徴

では、前節の大学別の学長選考手続きの類型の特徴をみてみよう。まずを、前述した表4の類型とあわせて概ね要約すると、表6のとおりである。中立-選考会議重視型(I)が25%にあたる20大学で一番多く、中立-選考会議主導型(H)が16.3%にあたる13大学、開放-選考会議主導型(B)が13.8%にあたる11大学、開放-選考会議重視型(C)が12.5%にあたる10大学の順で示し、その他が32.4%にあたる24大学を占めている。

表6 推薦及び選出方式の組合の類型の割合

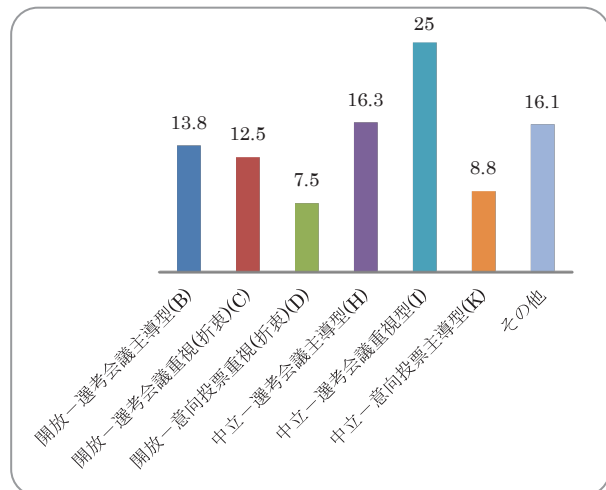
| | 合計 | 選考会議型 | | 折衷型 | | 意向投票型 | |
|--------|-------|----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| | | ①決定 | ②主導 | ③会議 | ④投票 | ⑤主導 | ⑥決定 |
| 合計 | 100.0 | 6.3 | 31.3 | 40.0 | 11.3 | 10.0 | 1.3 |
| ①開放型 | 36.2 | A 1.3 | B 13.8 | C 12.5 | D 7.5 | E 1.2 | F 0.0 |
| ②中立型 | 58.8 | G 5.0 | H 16.3 | I 25.0 | J 2.5 | K 8.8 | L 1.3 |
| ③教授自治型 | 5.0 | M 0.0 | N 1.3 | O 2.5 | P 1.3 | Q 0.0 | R 0.0 |

特に、推薦方式が開放型でありながら、意向投票決定型(F)の選出方式をとっている大学や、推薦方式が教授自治型でありながら、選考会議決定型(M)、意向投票型(Q, R)の選出方式を採用している国立大学法人はなかった。これは、教職員の意向投票のみで選出が成立しないことによ

り、学外者が学長に選出され得ることを未然に防ぐ意味がある。したがって、学外者を学長に迎える仕組みは、教職員の意向投票による選択によって成り立つことは事実上難しく、学長選考会議の戦略的選択や調整に頼らざるを得ないということだろう。

教授自治型の推薦方式の場合でも、選考会議の決定に極度に依存しているタイプがあることを意味すると見ることができる。実際に教授自治型の推薦方式を採っている大学は、選考会議主導型(N)1大学、選考会議重視型(O)2大学、意向投票重視型(P)1大学で示している。

図3 推薦及び選出類型別の割合 (N=80)



一方、中立型の推薦方式を採用している場合は、選考会議決定型(G)、選考会議主導型(H)、選考会議重視型(I)が圧倒的に現れている。中立型の推薦方式を採っている47大学のなかで、選考会議型を採っている国立大学法人は、37大学で78.7%を占めていることがこれを後押しする。

これは、上述の調査通り、推薦方式は中立型に、選出方式では、相当数の大学が学長選考会議型に集中していることが確認できるということを意味している。これを逆にいえば、学長候補者を推薦する段階においては教授団体の権限が弱いことと、学長選出段階においては、学内構成員の意向投票がその影響力を発揮しにくいことを意味する。これは、意向投票をベースとする限り候補者は学内に限定されるだろうし、人気投票に墮す危険性も回避できないからであると推測できる。

国立大学法人化後の自校出身の学長の数が増えているという統計とも関連がありそうだ。法人化を契機に、大学の構成員が持っていた危機意識が、

改革や変化を志向することより、学内の結束を強化するように誘導して、中間地帯を見つけたとも見ることができる。

また、Ⅱの1から分かるように、学長選考会議の構成において現職の学長は様々な形で影響を及ぼす可能性がある。したがって、現職の学長は、次の学長選考過程にも、事実上、相当程度の関与をして、自身の再選または自分が支持する候補者が学長となるよう、影響力を行使する余地もありうる。

もちろん、ここでは全体の86国立大学法人のなかで学長選考規定が収集されていない6大学(6.9%)が含まれていないため、これらの大学までを網羅して分析する場合には、これまでの分析とは異なる結果が出る可能性もありうる。

V おわりに

本稿では、現在の国立大学法人法と国立大学法人の学長選考規定を分析し、類型化を試み、その傾向と特徴を検討した。

学長選考手続きは、学長選考の進行段階に応じて推薦段階と選出段階と大きく2つに分けられる。推薦段階では、推薦者と推薦方式を中心に①開放型、②中立型、③教授自治型の3種類に分けられ、選出段階では、選考会議と意向投票の結果の中でいずれの方が影響力を発揮しているか、そして決定主体の決定力の程度によって、6つの類型である①選考会議決定型、②選考会議主導型、折衷型として③選考会議重視型④意向投票重視型、⑤意向投票主導型、⑥意向投票決定型に分けて類型化した。

また、それぞれの80の国立大学法人が、組み合わせられた学長選考の手続きである推薦方式と選出方式において、どのタイプに属しているかを明らかにし、その特徴と傾向を分析した。

その結果、現在の国立大学法人の学長選考過程において、教授団体が持っている他の学内構成員等に対する排他的な影響力はあまり大きくないことが分かり、学内構成員の意向投票の結果が直接学長選考に影響を与えることより、学長選考会議が学長選考の権限の中心にあることが確認された。また、学長選考会議の構成において現職の学長は、相当程度の関与をしているので、事実上、学長選

考過程に影響力を行使する余地もありうるということが分かった。

しかし、本研究は、国立大学法人の学長選考規定を中心に分析したので、学長選考過程から起きる様々な現状や実態までを反映していない。また、それぞれの大学が現在の学長選考手続きを採択した経緯や組織文化の特徴までは分析が進んでいない。それについては、また今後の研究課題としたい。

【註】

- (1) 小池聖一(2010)「国立大学法人化と地方国立大学の類型化」広島大学文書館紀要(12) 広島大学文書館3-5頁参照。2000年度に比べ2009年度の国立大学全学長における自校出身者は、18校から28校、すなわち約1.6倍に増えており、学部が自校出身者である場合も含めれば33校、約1.8倍となるなど、国立大学法人化の前に比べて、法人化以降も自校出身(最終学歴)の学長数が増えている。旧制大系を除いても、国立大学法人化により、国立大学が自校色を強めたことを意味するという。
- (2) 国立大学法人法第12条6項「この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める」と、学長選考会議の運営に関する詳しい事を国立大学法人側に包括的に委任している。
- (3) 文部省大学学術局(1971)「最近における国立大学の学長選考の現状と問題点」大学資料(38) 文部省大学学術局1-25頁参照。この研究は推薦者、各段階の選挙参加資格、次回段階の候補者や当選に必要な得票規準などが比較的詳しく整理されている。学長の採用は、選考によるものとし、教授協議会の審査の議に基づき学長が定める基準により、協議会が行った。目立つのは、当時の一部の大学の学長選挙では、制限されたものではあるが、事務職員、学部学生や大学院生が選挙権を持っていたことである。しかし、ほとんどの場合、協議会、専任教

授、または助手以上の専任教員に選挙資格が付与されている。

- (4) 塩野宏 前掲注(4) 21頁の内容を簡単に紹介すると、①選考会議中心主義(選考手続きをもつばら選考会議に置くものであって、その最も徹底した形は、推薦から候補者の決定までを選考会議の中心で行おうとするものである。制定法準拠主義ともいえよう。ただし、選考会議が、学内・学外を問わず、情報収集を行うことはあり得る)②教員団重点主義(選考会議に際して教員集団の意向に重点を置くものであって、その最も徹底した形は、教員についてのみ候補者の推薦者、投票権を認めるものである。これは、学長選考を含む大学の自治の担い手は教官(教員)集団であるという従来の日本法の理解に最も忠実である)③教員・職員段階主義(教員以外の職員にも意向聴取の対象性を認めるが、推薦権か投票権かのいずれかに限定するものである。教員と職員との差別化の根拠は、大学の意思形成過程におけるそれぞれの役割分担の差に求められる)④教員・職員平等主義(選考過程で教員と職員に同等に推薦権と投票権を認めるものである。その際、教員以外の職員には職責に応じた取り扱いを認めることもあり得る。今後の大学における研究・教育・運営において、大学自治の担い手として、教員と職員の差別化の合理性への消極的評価をも考慮したものである)。そして、塩野宏は規律密度の浅い国立大学法人法の下での各大学の試みが先行せざるを得ないと述べながら、学長選考会議について、その研究の必要性を唱えた。なおまた、学長選考制度の制定、運用については的確な資料が乏しいことを挙げ、研究の限界も指摘した。
- (5) 一般的には、インターネットに関係規定が公開されているが、インターネット上で検索できない大学と、検索によるアクセスが容易ではない大学が合わせて26大学あり、これらの大学には電子メールを通じて直接問い合わせをし、担当者から学長選考規定を収集した。だが、6校からは非公開等の理由ということで資料を確保できなかった。

- (6) 天野郁夫(2006)『大学改革の社会学』玉川大学出版部刊117頁参照。天野郁夫は、法人化以前の国立大学では、学部・大学院・研究所といった部局の自治権限が強く、人事・予算の権限は質実的に、各部局の教授会に握られていた(教授会自治)といいながら、学長や部局長の権限は小さく、部局長は教授会の議長、学長は部局長会議の議長といいながら、つまりそれは「ボトムアップ」型の意味決定と、運営管理のシステムを持つ組織だったであると、診断する。
- (7) 国立大学法人の学長選考会議規定(2012年8月現在基準)を参考してインターネットまたは、各国立大学法人にメールにて問い合わせた回答に基づいて作成したものである。以下の全ての表と図も同様である。
- (8) 実際、学長候補者として学外者が推薦されているかどうかは、今回の調査では、確認できなかった。
- (9) 中富公一(2007)「大学の自治の再構築と学長選考制度--岡山大学と新潟大学の事例を素材として」岡山大学法学会雑誌(56-3-4)岡山大学法学会 582頁再引用。
- (10) ただし、資料の提供先である国立大学法人から研究目的(取り扱い注意)のみにその使用が制限されていることを勘案し、大学名は英語のイニシャルで示した。

【参考文献】

- ・広瀬信(2009)「富山大学学長選考問題」大学創造(23)高等教育研究会 26-31頁参照。
- ・塩野宏(2005)「国立大学法人の学長選考制度」現代の高等教育 民主教育協会誌(475)民主教育協会 19-22頁参照。
- ・文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200301/hpab200301_2_023.html (最終検索日2012年8月12日)参照。
- ・参議院
http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/156/1560000.pdf の233頁、246頁(最終検索日2012年8月19日)参照。

- ・川嶋 太津夫 (2007) 『国立大学法人化後の財務・経営に関する研究』 「第6章 国立大学の法人化と学長職の変容」 国立大学財務・経営センター研究報告 (10) 582 頁参照